

平成25年2月6日

指定較正機関の指定について
(平成25年2月6日 諮問第3号)

[インターテックジャパン株式会社を指定較正機関に指定]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(馬場課長補佐、菅野係長)

電話：03-5253-5908

指定較正機関の指定について

1 諮問の概要

インターテックジャパン株式会社（代表取締役 井上 信行）から、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第102条の18第2項の規定に基づき、指定較正機関の指定について申請があった。

審査した結果、申請の内容は同条第5項各号の規定に適合するとともに、申請者は同条第6項各号の欠格事由に該当しないことから、申請者を指定較正機関として指定することが適当であると認められる。

そのため、法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、指定の適否について電波監理審議会に諮問するものである。

2 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所
インターテックジャパン株式会社（代表取締役 井上 信行）
神奈川県横浜市鶴見区生麦2丁目3番18号
- (2) 申請の受付年月日
平成24年12月27日
- (3) 較正の業務を行う事務所の名称及び所在地
インターテックジャパン株式会社 校正室
茨城県神栖市砂山3番地2
- (4) 較正を行おうとする測定器等
周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器、高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器、周波数標準器
- (5) 較正の業務を開始しようとする日
平成25年4月1日（予定）

電波法（抜粋）

（測定器等の較正）

第百二条の十八 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて総務省令で定めるもの（以下この条において「測定器等」という。）の較正は、機構がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下「指定較正機関」という。）にこれを行わせることができる。

2 指定較正機関の指定は、前項の較正を行おうとする者の申請により行う。

3～13 （略）

指定較正機関制度について

(1) 指定較正機関制度の概要

登録検査等事業者や登録証明機関が使用する測定器等の正確さを担保するため、独立行政法人情報通信研究機構と総務大臣の指定する者(指定較正機関)等により登録検査等事業者等が使用する測定器等の較正を行う制度。

(2) 制度の現状

現在、(独)情報通信研究機構(NICT)と指定較正機関の指定を受けている一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター(TELEC)及びアジレント・テクノロジー株式会社が較正の業務を実施。

(3) 制度の変遷等

- ア 指定較正機関制度の導入(平成10年4月)。
- イ 公益法人要件を撤廃(平成13年7月)。
- ウ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)により、民間参入の促進を決定。

目的: 測定器等の較正により測定に関する技術的正確さを確保

